浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2020年4月1日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、届出をおこなった防災業務計画を、2020年4月1日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画であり、修正に際しては、 事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

防災業務計画の修正の要旨

原子力事業者は、原災法に基づき、毎年防災業務計画の見直しを検討し、必要がある場合は修正をおこなうこととしています。

修正の要旨は以下のとおりです。

(1)分社化に伴う修正

中部電力パワーグリッドおよび中部電力ミライズへの分社化に伴う災害対策支援拠点の名称変更および維持管理等の委託内容の明確化

- (2)代替指揮所の追加
 - 免震の緊急時対策所が使用不可となった場合の代替指揮所として耐震の緊急時対策所を追加
- (3)その他

原子力防災関連資機材(注1)の点検頻度および保管場所の見直し など

- 参考「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について
- 注1 原子力防災関連資機材とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」に基づく原子力防災資機材には該当しない放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他資材または機材のことで、原子力災害およびその他の災害が発生した場合の災害対策活動に必要な資機材です。

以上